

貸出業務運営

■ 貸出基本方針

当会は、農業およびその他関連産業をはじめとする地域産業の振興ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与することを最も重要な役割のひとつとして位置付け、貸出をはじめ全ての与信に関する規範として、以下に掲げる「与信に関する基本方針（クレジットポリシー）」にもとづき貸出先の財務面・技術力および成長性などの総合的な視点や安易に担保・保証に依存することなく、資金の円滑な供給に取り組むなど、貸出業務の適正な遂行に努めています。また、営業部門から独立した審査部門を設置し内部牽制機能を確保するとともに、貸出先の業況・財務内容等の状況を常に把握するなどによって、貸倒れなどのリスクを管理・抑制しお客さまの信頼に応えるよう努めています。

与信に関する基本方針（クレジットポリシー）

1. 与信は次に掲げる事項を基本方針として行うものとする。
 - (1) 農協法をはじめ与信業務に関連する法令および会内諸規程等を遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正な与信を行う。
 - (2) 与信を行おうとする先の業種・業歴・関係法人の実態等を十分調査し、本会の使命および公共性・社会的責任の観点から、その適格性を確認した上で与信を行う。
 - (3) リスクとリターンを適正に評価・判断し、安定的な収益が確保できる与信を行う。
 - (4) 与信限度額の設定により特定の業種・グループ・取引先への与信集中防止を図るとともに、資金の流動性に配慮した与信を行う。
2. 与信の中でも貸出については、上記の与信全般に関する基本方針に加え次の基本方針の下に行うものとする。
 - (1) 貸出先と本会の双方の成長・発展に資する貸出を行うことを旨とし、社会的正義に反する貸出、社会通念上許されない貸出、投機的資金への貸出および返済不能を糊塗する貸出等は行ってはならない。
 - (2) 貸出金額・貸出期間・返済方法については、資金使途や返済財源を十分に調査・把握した上で、必要かつ妥当な金額・適正な期間・方法を設定する。なお、長期の貸出にあたっては、資金の固定化を避けるため分割返済を基本とする。
 - (3) 担保価値や保証能力の評価は保守的なスタンスで臨むこととするが、安易に担保・保証に依存した貸出は行わない。
 - (4) 職制規程にもとづき貸出の審査・決定を適正に行うこととし、営業部門から独立した審査部門において二次審査を行い、健全な相互牽制を確保する。
 - (5) 業況・財務内容等にもとづき貸出先の状況を把握し、内部格付制度によりその評価を行うことにより信用リスク管理を適切に行う。
 - (6) 貸出契約およびこれにともなう担保・保証契約の締結にあたっては、契約相手に対し適切な説明を行う。
 - (7) 経営者保証に依存しない貸出の一層の促進を図るとともに、原則として経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めない。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづき、誠実な対応に努めていきます。

貸出業務運営

金融円滑化への取組み

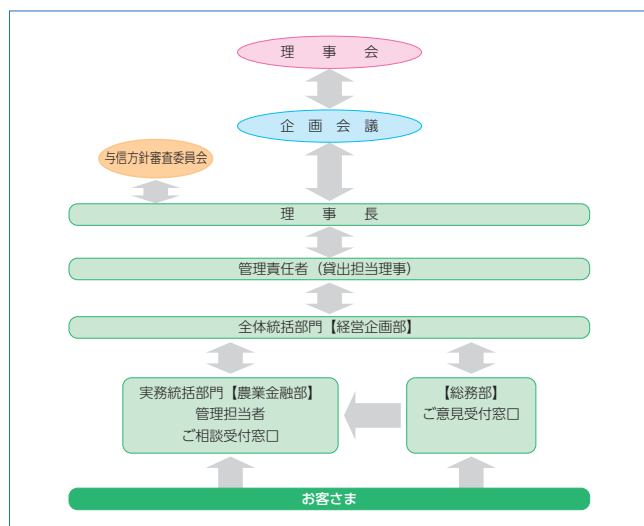
当会は、農業者の協同組織金融機関の一員として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、以下に掲げる「金融円滑化にかかる基本方針」にもとづき、その適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規貸付や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、上記のお申込みがあった場合、お客さまの経験等に応じた説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めるとともに、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
3. 当会は、上記1. および2. の対応等を行うにあたり、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、三重県農業信用基金協会、三重県農協信用保証センター、地域経済活性化支援機構、特定認証紛争解決事業者等との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
4. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。また研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
5. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対する問合せ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
6. 当会は、お客さまからの前掲のご相談・お申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次の体制を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、理事・部長等で構成する「企画会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 貸出担当理事を「管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 貸出関連部門である農業金融部の部長を「管理担当者」とし、当該部門内における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針にもとづく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

貸出取引先の経営改善・再生に関する支援体制

当会は、「金融円滑化にかかる基本方針」にもとづき整備した下図の体制のもと、貸出取引先の皆さまのより円滑な経営改善等に関し、その改善計画策定と策定後の進捗管理にかかる相談をはじめ、その取組みをでき得る限り支援します。このために、弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携によるコンサルティング機能の発揮や営業担当者の能力向上に努めています。



※当会では、金融円滑化態勢整備にかかる企画、推進および進捗管理に関する事項については、理事長以下、理事・部長等で構成する企画会議で協議し、その結果等を理事会に報告しています。また、お客さまからのお申込みのあった再建・支援を目的とする案件については、全理事・貸出関連およびコンプライアンス統括部門等の部長を委員とする与信方針審査委員会の協議を経てその対応を決定することとしています。また、これらの申込案件に対する対応結果については、全理事が認知し得るような仕組みを講じています。